



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 8 月 27 日 (木曜日) 第 133 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	
○民有林の保安林の指定 (3 件) …………… (自然環境課) 1		○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… (自然環境課) 2
○民有林の保安林の指定解除…………… (“) 1		公 告
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 2		○登録販売者試験の実施…………… (医療業務課) 2
		○入会林野整備計画の適当の決定…………… (山村・材振興課) 2
		○土地改良区の定款変更の認可 (6 件) …………… (農村整備課) 3
		○入札公告…………… 3

告 示

宮崎県告示第 687号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字中村2062-8

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 688号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字古家 5557-2、5557-4、5559、5563、5587、5589

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 689号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字野地1192-96から1192-99まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野地1192-96から1192-99まで (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 690号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口5692-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 691号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和2年宮崎県告示第 559号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 高鍋町役場
宇治橋宗年、宇治橋邦卓、吉岡重信、橋本勝義、松田ヒサ子、松木紘實、新名レキ、中村行義
 - (2) 小林市役所
吉野万之助、金松ウタノ、黒木梅太郎、松ヶ野休太郎、須崎操、瀬戸口篤二、青山イハヨ、川添松之助、前田勇藏、中山与九郎、東條半助、萩原兼福、平野弥助
 - (3) 川南町役場
日高吉幸
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 559号によること。

宮崎県告示第 692号

保安林の指定施業要件の変更（令和2年宮崎県告示第 614号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
諸塚村役場
一道治太郎、河内亀吉、岩井武一、岩本八藏、甲斐佐、甲斐周一、甲斐成光、甲斐半七、甲斐豊治、甲斐末三郎、黒木繁治、佐藤熊五郎、山崎伝次郎、山本半治、松村二太郎、森川喜三郎、中原刃松、中嶋彦太郎、中尾三之助、椎原定治、堀本幸一、堀本忠八、本田春治、林田熊之助
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 614号によること。

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
令和2年12月13日（日曜日）午前10時30分から午後4時まで
- 2 試験の場所
 - (1) 学校法人南九州学園南九州大学宮崎キャンパス 宮崎市霧島5丁目1-2
 - (2) 学校法人南九州学園南九州大学都城キャンパス 都城市立野町3764-1
 - (3) 延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121-1
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
 - (1) 提出方法
最寄りの県保健所への持参によること。ただし、県外に居住し、かつ、県内に勤務場所を有しない者にあつては、郵送によることができる。
 - (2) 受付期間
令和2年8月31日（月曜日）から9月11日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、郵送の場合は、書留によるものとし、9月11日付けの消印のあるものまでを有効とする。
- 4 受験願書及び宮崎県登録販売者試験実施要領の配布場所
県保健所（県ホームページにおいてもダウンロード可能。）
- 5 その他
 - (1) 試験は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた上で実施する。申請に当たっては、必ず事前に「宮崎県登録販売者試験実施要領」に記載の注意事項等を確認すること。また、宮崎県内に在住、在勤又は在学している者以外の者については、原則として居住地の都道府県知事が行う試験へ受験を申請すること。
 - (2) その他詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療薬務課薬務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第6条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第6条第4項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び椎葉村役場において、令和2年9月28日までの間公衆の縦覧に供する。

令和2年8月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 名称
岳ノ枝尾日当地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
東臼杵郡椎葉村大字大河内2032番
- 3 代表者の住所及び氏名
東臼杵郡椎葉村大字大河内2032番
中瀬 裕

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、出之山土地改良区（小林市）から令和 2 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、市谷土地改良区（小林市）から令和 2 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、堤土地改良区（小林市）から令和 2 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平川土地改良区（小林市）から令和 2 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）から令和 2 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）から令和 2 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 2 年 8 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア	壁掛けプロジェクタ	522台
イ	液晶ディスプレイ	342台
ウ	壁掛け金具	522台
エ	プロジェクタスクリーン	522台
オ	HDMIケーブル（7m）	522本
カ	Lightning- Digital AVアダプタ	961個
キ	AppleTV	961個
ク	タブレットPC	1,113台
ケ	タブレットケース	1,113個
コ	ディスプレイスタンド	342台
サ	HDMIケーブル（3m）	342本

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和 3 年 3 月 19 日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和 2 年宮崎県告示第 115号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和 2 年 9 月 29 日までに下記 4 (1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2 (1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 2 年 8 月 27 日から令和 2 年 9 月 3 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときはあらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 期間 令和 2 年 8 月 27 日から令和 2 年 10 月 6 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 交付期間 令和 2 年 8 月 27 日から令和 2 年 9 月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

(2) 提出期限 令和 2 年 10 月 6 日午後 2 時（送付にあっては、令和 2 年 10 月 5 日午後 5 時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

(2) 日時 令和 2 年 10 月 6 日午後 2 時

- 8 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 13 契約の締結に関する事項
 本案件に係る契約には県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは本契約を締結しないものとする。
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of goods and/or services required:
 Wall-mountable Projector, 522 Pcs.
 LCD Display, 342 Pcs.
 Wall Mount Fixtures, 522 Pcs.
 Projector Screen, 522 Pcs.
 HDMI Cable (7m), 522 Pcs.
 Lightning Digital AV Adaptor, 961 Pcs.
 AppleTV, 961 Pcs.
 Tablet, 1113 Pcs.
 Tablet Case, 1113 Pcs.
 Display Stand, 342 Pcs.
 HDMI Cable (3m), 342 Pcs.
- (2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 6 October, 2020
- (3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1 , Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208